

使用開始日 2026年5月11日

投資信託説明書(交付目論見書)

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲー ブラックロック・ プライベート・エクイティ・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託／追加型
クラスA(米ドル建て)受益証券

※この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは、特化型運用を行います。



UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
UBS Management (Cayman) Limited

- 管理会社 [ファンドの資産の運用および管理業務を行う者]
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
- 受託会社 [ファンドの受託業務を行う者]
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド」です。
- UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンドは、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ブラックロック・プライベート・エクイティ・ファンド」または「ブラックロック・プライベート・エクイティ・ファンド」と称することがあります。
- UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンドのクラスA(米ドル建て)受益証券は米ドルにより表示されます。当該表示通貨を以下「基準通貨」といいます。

<ファンドの関係法人>

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務を行います。
受託会社	エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。
投資運用会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社 ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社	エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を行います。
保管会社	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 ファンドの資産の保管業務を行います。
日本における販売会社	日本における販売会社につきましては投資運用会社(電話番号:03-3516-1300)まで ご照会下さい。 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻し業務を行います。
代行協会員	UBS証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

<管理会社の概要>

- (i) 設立準拠法
管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。
- (ii) 事業の目的
管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。
- (iii) 資本金の額
管理会社の資本金の額は、2026年2月末日現在、735,000米ドル(約1億1,452万円)です。
(注)米ドルの円換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝155.81円)によります。
- (iv) 会社の沿革
2000年1月4日設立

- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド」(以下「ファンド」といいます。)のクラスA(米ドル建て)受益証券(以下「受益証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年5月10日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)。
- 受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

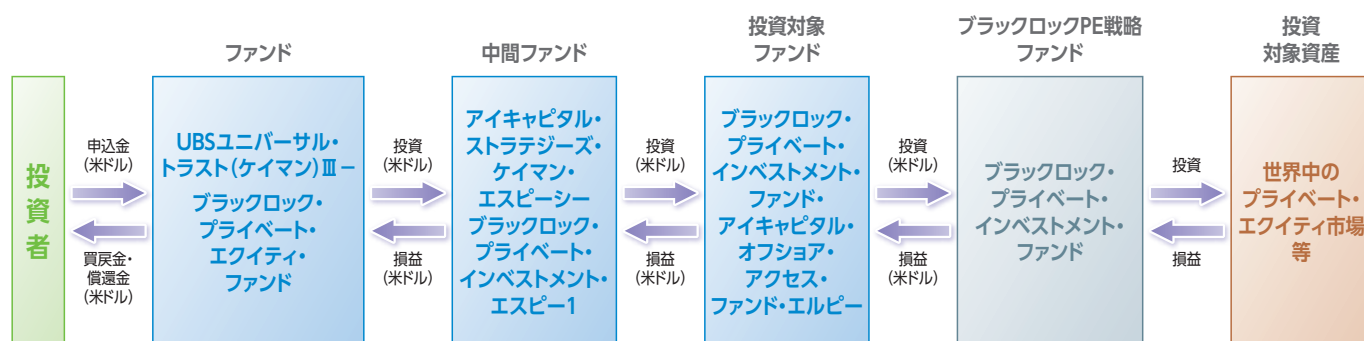
■ ファンドの目的

主として、アイキャピタル・ストラテジーズ・ケイマン・エスピーシーの分離ポートフォリオであるブラックロック・プライベート・インベストメント・エスピー1(以下「中間ファンド」といいます。)の投資証券への投資を通じて、ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド・エルピー(以下「投資対象ファンド」といいます。)に投資し、実質的にブラックロックのプライベート・エクイティ戦略に投資を行うことで、長期的なキャピタル・ゲインの実現をめざして運用を行います。

※投資対象ファンドによるブラックロックのプライベート・エクイティ戦略への投資は、ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド(以下「ブラックロックPE戦略ファンド」といいます。)への投資を通じて行われます。

■ ファンドの仕組み

● ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※ファンドは、中間ファンドを通じて、主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドのインスティテューショナル投資証券に投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実施しますので、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界中のプライベート・エクイティ(非上場株式)等となります。主要投資対象以外に、現金、短期金融商品、債券、上場株式、上場投資信託などに投資します。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会で定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは、中間ファンドを通じて投資対象ファンドの持分に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人の債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

ファンドの目的・特色

運用体制

投資運用会社について

- ・SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、2022年11月よりSBIグループにおけるアクティブ運用の中核資産運用会社として業務を開始致しました。当社は、1961年(昭和36年)6月の岡三証券投資信託委託株式会社の設立に始まり、日本投信委託株式会社を経て、岡三証券グループの一員として、日本国内においておよそ60年、投信会社として業務を行ってきたという歴史を持っています。

投資対象ファンドのジェネラル・パートナーについて

- ・アイキャピタルHF GPエルエルシーは、デラウェア州法に基づいて設立されたリミテッド・ライアビリティ・カンパニーです。投資対象ファンドのパートナーシップ契約に基づき、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドの業務の管理、運営および遂行について、排他的な権限を有します。投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、これらの責務の一部または全部を、その関連会社の一社または複数社に委任することがあり、一定の運用権限を投資対象ファンドの投資運用会社に委任しています。

投資対象ファンドの投資運用会社について

- ・アイキャピタル・アドバイザーズ・エルエルシーは、米国デラウェア州に設立されたリミテッド・ライアビリティ・カンパニーで、米国投資顧問法(1940年米国投資顧問法)に基づく登録投資顧問会社として、米国証券取引委員会(SEC)の監督および規制を受けています。投資対象ファンドの投資運用会社は、1940年米国投資顧問法の規定に従い、投資対象ファンドに対して投資運用サービスを提供しています。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社について

- ・ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシーは、ブラックロック・インク傘下の投資運用会社として事業を行っており、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの運用に責任を負っています。

ブラックロックPE戦略ファンドの副投資顧問会社について

- ・ブラックロック・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーは、ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社との契約に基づき、ブラックロックPE戦略ファンドの主にプライベート・エクイティ投資のポートフォリオの運用を行います。

ブラックロック・インクについて

- ・ブラックロック・インク(1988年創業、本拠地:米国ニューヨーク州)は、グローバルに事業を展開する世界最大級の資産運用会社で、投資助言およびリスク管理サービス等も提供しています。

ファンドの特色

1 主として、中間ファンドを通じて投資する投資対象ファンドを通じて、実質的にブラックロックのプライベート・エクイティ戦略に投資を行い、長期的なキャピタル・ゲインの実現をめざします。

2 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、月次の評価日に算出されます。

※原則として各評価日における基準価額は、該当する評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

※「評価日」とは、2026年7月31日以降の毎月の最終暦日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

※「中間ファンド基準価額確認日」とは、管理事務代行会社が該当する評価日における中間ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を取得する日をいい、通常、当該評価日からニューヨークにおける証券取引所の開場日35日経過後、3ファンド営業日頃をいいます。

※「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、シンガポールおよび東京において証券取引所が営業を行う日であり、かつ、ダブリンおよびロンドンにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および／または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

※「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)、および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

3 毎月の評価日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」および「購入・換金(買戻し)申込受付等の停止等」の項をご参照下さい。)。換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります。

※1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までの間、換金(買戻し)のお申込みを請求することができ、第1回目の換金(買戻し)は、2026年7月1日から同月内の最終ファンド営業日までのお申込み受付分について、2026年9月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります。

分配方針

原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ・借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。

※上記以外の制限および各制限の詳細については投資信託説明書（請求目論見書）をご参照ください。また、上記は、ファンドにおける投資制限であり、中間ファンド、投資対象ファンドもしくはブラックロックPE戦略ファンドにおける投資制限ではありません。

追加的記載事項

ブラックロックPE戦略ファンドの概要

ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド (インスティテューショナル投資証券)	
ファンド形態	米国籍外国投資法人
投資目的	ブラックロックPE戦略ファンドの投資目的は、主としてプライベート・エクイティ投資への投資機会を提供するアクティブ運用ポートフォリオを通じて、長期的な元本成長を追求し、また、魅力的なリスク調整後リターンを提供することです。
投資戦略	ブラックロックPE戦略ファンドは、主として非公開市場における株式等への投資を行うことにより、長期的な資産価値の成長を目指すことを基本的な投資方針とします。 ・ブラックロックPE戦略ファンドの運用にあたっては、ブラックロック・グループの関連会社からの投資助言を活用し、非公開企業への直接投資を行うとともに、プライベート・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）への投資を行う場合があります。 ・非公開企業への直接投資にあたっては、他の投資家との共同投資を含みます。 ・投資先ファンドへの投資にあたっては、既存の投資家から持ち分を取得するなどして、複数のファンドへ分散投資を行います。なお、投資先ファンドは特定の投資手法または投資戦略に限定されません。 ・資金管理、流動性確保その他運用上必要と判断される場合には、ファンド資産の一部を、現金、短期金融商品、債券、上場株式、上場投資信託（ETF）等の流動性の高い資産に投資することがあります。これらの投資は、主として資金の一時的な運用または将来の投資に備える目的で行われます。 ・本ファンドは投資対象、地域、投資時期および投資形態の分散を通じてリスク管理を行うことを意図していますが、プライベート・エクイティ投資は流動性が低く、投資資金の回収までに長期間を要する場合があります。また、市場環境、投資先の経営状況その他の要因により損失が生じる可能性があります。
投資顧問会社	ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー (BlackRock Advisors, LLC) (以下「ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社」といいます。)
副投資顧問会社	ブラックロック・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (BlackRock Capital Investment Advisors, LLC) (以下「ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社」といいます。)

基準価額の変動要因

- ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの組入資産の価格の下落等にもともなうファンドの基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 受益証券は米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その資産の大部分を中間ファンドを通じて投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドに投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実施します。このため、ファンドへの投資には、中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドにおけるリスクも伴います。
- 基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

主な変動要因・リスク

ブラックロックPE戦略ファンドの主な投資対象別リスク

● 投資先企業（非公開企業等）

投資先企業（非公開企業等）は、経営資源や事業規模が限定的で、少数の主要人材に依存する傾向があり、当該人材の離脱等が企業価値に重大な影響を及ぼします。また、ブラックロックPE戦略ファンドは通常、投資先企業の経営に対して支配的な立場を有しないため、投資先企業の経営判断や株主の行動がブラックロックPE戦略ファンドの意向と一致しない場合、投資成果に悪影響を及ぼすことがあります。

さらに、投資先企業への投資は、公開市場で取引されない有価証券への投資となることが多く、流動性が限定的であることから、ブラックロックPE戦略ファンドが希望する時期または条件で当該投資を現金化できない場合があります。加えて、これらの投資は市場価格が存在しないことが多く、評価に主観的な判断を伴うため、実際の処分価額が評価額と大きく乖離する可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、競争環境や法規制等の影響により、魅力的な投資機会へのアクセスが制限されることもあり、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先企業持分を別法人等を通じて処分する局面では、当該別法人等が投資先の事業・財務に関する表明保証や補償を求められ、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

● 投資先ファンド（プライベート・エクイティ・ファンド）

投資先ファンド（プライベート・エクイティ・ファンド）への投資は、一般に流動性が限定的であり、投資持分の取得や処分に制限または遅延が生じることがあります。また、市場環境の悪化等により、ブラックロックPE戦略ファンドが希望する時期または条件で当該投資を現金化できない場合や、取得時より不利な価格での現金化を余儀なくされる場合があります。基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

	さらに、投資先ファンドの資産評価は、当該ファンドの運用者等が算定する評価額に依拠することが多く、評価情報の入手が遅延する場合や、その正確性を独立して検証できない場合があります。加えて、投資先ファンドは、複雑な報酬体系やレバレッジを用いる場合があり、投資者は、複数階層の費用・報酬を間接的に負担することとなります。また、法令・規制上の制約、運用者・共同投資家の投資判断、情報開示の制限、資金拠出義務(キャピタル・コール)への対応等により、ブラックロックPE戦略ファンドの投資行動が制限され、または投資成果が左右されることがあり、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。 ● 優先証券、転換証券、ワラント、新株予約権等 優先証券、転換証券、ワラント、新株予約権等には、発行体の裁量により利息・配当の支払いが繰り延べられる条項(支払繰延)や、一般に普通社債等と比べて弁済順位が劣後することに伴う信用リスク、議決権が限定されることに伴うガバナンス上の制約、税制・規制変更等を契機とする繰上償還(特別償還)により想定した利回りが得られないリスク等、特有のリスクが伴います。加えて、転換証券等は金利変動や原株式の価格変動の影響を受けるほか、合成転換証券はデリバティブに係るリスクも伴い、また、ワラント等は原資産価格が権利行使価格を上回らない場合に価値が失われる可能性があるため、価格変動が大きいです。また、これらの証券は流動性が限定的で、適時に売却できない場合や、希望する価格で処分できない場合があります。 ● 債権等 ハイイールド債・ジャンク債、投資適格社債、政府、政府機関または国際機関が発行・保証する債券、メザニン投資、ローン債権(シニアローン、セカンド・リエン・ローン、バンクローン等)その他の固定・変動金利付債務的資産等は、金利変動により市場価格が変動するリスク、発行体または債務者の信用状況の悪化により利息または元本の支払が行われないまたは遅延するリスク、信用格付けの引下げによる価格下落リスク、ならびに市場環境の悪化等により希望する時期または価格で売却できない流動性リスクを伴います。特に、ハイイールド債・ジャンク債、メザニン投資およびローン債権等は、信用リスクおよび流動性リスクが相対的に高く、投資元本が毀損する可能性があります。
流動性リスク	ファンドが直接投資する中間ファンドの持分は、譲渡制限が付されており、公的な取引市場も存在しません。また、解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、拒否される場合があります。その結果、ファンドは希望する時期または条件で解約できない可能性があります。また、中間ファンドによる投資対象ファンド持分の譲渡または解約は、原則として、ある一定の条件に従った譲渡・解約に限定され、かつ、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーの事前の承認を要する場合があります。また、投資対象ファンドの主要な資産はブラックロックPE戦略ファンドの投資証券であり、ブラックロックPE戦略ファンドにおいても公的な取引市場は存在せず、解約は、ブラックロックPE戦略ファンドの裁量に基づき、一定の条件および上限の範囲内で行われます。
換金(買戻し)に関するリスク	ファンドの管理会社は、受託会社と協議の上で、ある一定の条件のもと、換金(買戻し)の申込みを差し戻す(拒否する)ことができます。 特に、ファンドは、中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じて、ブラックロックPE戦略ファンドに投資しますが、ファンドに係る投資家の換金(買戻し)は、中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドの解約条件に大きく依存します。まず、ファンドによる中間ファンドにおける解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、拒否される場合があります。投資対象ファンドにおいては、基本的に暦四半期毎に解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、一定の

	状況下において、中間ファンドによる投資対象ファンドの持分の解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止する場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約機会の提供は任意であり義務を伴うものではないことに留意が必要ですが、通常の市場環境下においては、前暦四半期末時点の発行済普通投資証券の5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額のいずれかによります。)を上限として行われ、解約申込みが当該上限を超える場合には、プロラタ方式(比例配分)により一部のみ実行または解約自体が実施されないことがあります。さらに、市場環境、資産の流動性、運用上または規制上の要請等を考慮し、中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドは解約を実施しないまたは制限・停止することがあります。結果的に中間ファンドにおいて解約を停止または一部制限している場合、管理会社はファンドの投資者による換金(買戻し)の申込みの一部ではなく全てを差し戻(拒否)します。そのため、ファンドの投資者は希望する時期に買戻しを行うことができず、換金が制限、延期または不可能となる可能性があります。
投資対象の集中	ファンドは、受益証券の申込みによる購入代金のほぼ全てを中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じてブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、分散効果は限定的であり、ブラックロックPE戦略ファンドの運用成績が直接的にファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼします。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資目的に沿った投資テーマ(プライベート・アセット)に限定して投資を行うため、分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。
新興市場および政府関連リスク	新興国への投資には、大きなリスクが伴う場合があります。新興国の経済および市場は、先進国のそれらと比べて、経済変化に対してより不安定な反応を示す可能性があります。また、政治的および経済的不安定性は、資産の収用、没収的課税、または国有化などを含む追加的な政府規制の導入をもたらす可能性があります。投資環境が急激に悪化し、その結果、投資を希望する時期または条件で現金化できない場合や、投資価値が大きく下落する場合があります。最悪の場合には投資価値の全部を失う可能性があります。
組入資産の評価に関するリスク	ファンドが実質的に投資しているブラックロックPE戦略ファンドが投資するプライベート・アセットは、市場での取引が限定的、または取引価格が存在しないため、資産評価は関連する運用者等によるフェアバリュー評価に基づいて行われます。評価は前提条件や入手可能な情報に依存するため、後日修正される可能性があり、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値が大きく変動し、ひいてはファンドの基準価額に悪影響を及ぼす場合があります。
デリバティブおよびレバレッジ・リスク	ファンドが実質的に投資しているブラックロックPE戦略ファンドは、先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブ戦略を使用することがあります。これらの戦略には、カウンターパーティー・リスク、相関の不完全さ、および特定の時点で特定の金融商品に対する流動的な市場の欠如といった、一定の特有のリスクが伴い、場合によっては多額の損失を被る可能性があります。レバレッジは、総収益を増加させる機会を提供する一方で、損失を増大させる可能性もあります。
信用リスク	ブラックロックPE戦略ファンドが投資する金融商品(債券、ローン、デリバティブ取引等)は、発行体または取引相手先が条件に従って利息、元本、その他の支払い義務を履行する能力(信用リスク)に依存します。発行体または取引相手先の財務状況の悪化や景気後退等により、支払いが行われない場合や、該当する金融商品の価値が下落する可能性があります。これにより、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値が減少し、間接的にファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク	ブラックロックPE戦略ファンドは、基準通貨以外の通貨で表示された資産を保有する場合があります、そのため、為替リスクおよび外国為替相場の変動にさらされることになり、これがファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
費用・報酬の重層構造	投資者は、ファンドによる中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じたブラックロックPE戦略ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用の重複が生じ得ることに留意する必要があります。更に、ブラックロックPE戦略ファンドの投資先ファンドにおける管理報酬や成功報酬等を間接的に負担します。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。
投資対象ファンドにおける早期解約手数料の影響	投資者からの換金（買戻し）申込みにより、ファンドが中間ファンドの持分を解約する必要が生じた場合、中間ファンドが投資対象ファンドにおいて当該持分を取得した日から1年以内に行われる解約については、買戻日の投資対象ファンドの価値に対して最大2%の早期解約手数料が課されることがあります。この手数料は中間ファンドが負担し、その結果ファンドの基準価額に影響を与えます。これにより、換金（買戻し）を行う投資者は受け取る金額が低下する可能性があるほか、換金（買戻し）を行わない投資者についても、基準価額が低下する可能性があります。
第三者による運用への依拠	中間ファンドが期待した投資成果を得られない場合、ファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼしますが、中間ファンドの運用成果は投資対象ファンドに大きく依拠します。中間ファンドは、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとして投資を行うため、当該投資対象ファンドの運営または投資判断に関与することはできず、投資対象ファンドの運営や投資判断は、当該投資対象ファンドのジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社（ならびにそれらの関係会社）により行われます。このため、ファンドの投資に影響を及ぼす中間ファンドの運用結果は、投資対象ファンドの関係者による投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠することとなり、これらの判断が適切でなかった場合等には、中間ファンドが期待した投資成果を得られない可能性があり、ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。 また、投資対象ファンドは、投資証券の申込みによる購入代金のほぼ全てをブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、投資対象ファンドの運用成果は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社・副投資顧問会社および投資先ファンドの運用者の投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠します。これらの判断が適切でなかった場合等、ファンドに係る投資者は期待した運用成果が得られない可能性があり、ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。
法的、規制および課税リスク	ファンドの存続期間中、法律上、規制上および税務上の変更が生じる可能性があり、変更内容によっては基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、規制当局による監督の強化は、追加的な事務的負担を課す可能性もあります。特に、ブラックロックPE戦略ファンドは主として海外のプライベート・アセットに投資するため、海外の政治・経済情勢、税制や規制の変更等の影響を受ける可能性があります。将来の制度変更等により、想定外のコストや制約が生じる可能性があります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 中間ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。中間ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされております。ファンドは、外部監査を受検した中間ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・基準価額等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。
- ファンドは、中間ファンドの解約申込みを行うことにより、投資者からの換金(買戻し)申込みに対応します。ただし、中間ファンドにおける解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、解約請求を繰延べ、拒否または停止する場合があります。また、中間ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、ファンドからの解約申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に暦四半期毎に解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、一定の状況下において、中間ファンドによる投資対象ファンドの持分の解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止する場合があります。当該状況には、ブラックロックPE戦略ファンドが解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止した場合が含まれ、これにより投資対象ファンドによるブラックロックPE戦略ファンドの投資証券の解約が制限される場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドによる投資証券の解約の総額は、ブラックロックPE戦略ファンドが任意で実施する解約オファーの条件に制限されます。当該条件は、前暦四半期末時点のブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の上限5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額のいずれかによりします。)となる見込みです。また中間ファンドおよび投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、中間ファンドおよび投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、中間ファンドがファンドからの解約を停止または一部制限している場合、管理会社は換金(買戻し)の申込みの一部ではなく全て差し戻(拒否)します。また当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の受付を中止する期間が長期化する場合があります。
- ファンドの純資産総額・基準価額の算出においては、中間ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・基準価額の算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・基準価額算出において、実質的に組み入れる世界中のプライベート・エクイティ等が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、中間ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・基準価額は中間ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

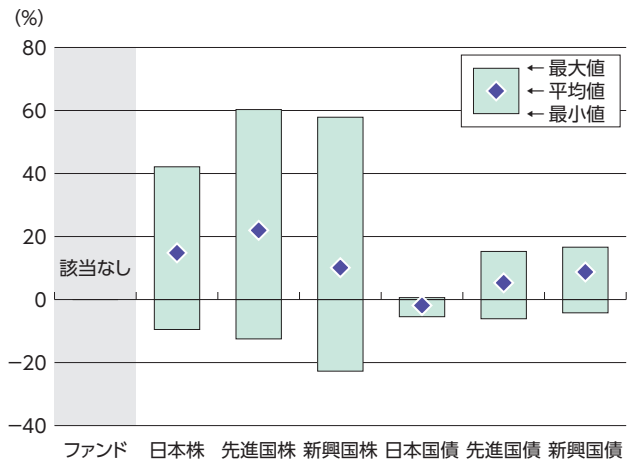
投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

ファンドは2026年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年4月24日)現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	該当なし	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	該当なし	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

ファンドは2026年6月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入の申込期間	〈当初申込期間〉 2026年5月11日(月曜日)から2026年6月9日(火曜日)まで 〈継続申込期間〉 2026年6月10日(水曜日)から2027年10月29日(金曜日)まで ※継続申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入の申込可能日	〈継続申込期間〉 毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。 ※ただし、2026年6月10日から2026年6月30日までのお申込み受付分は、2026年7月の評価日の基準価額での購入となります。 ※購入は月1回となります。
購入の申込締切時間	〈当初申込期間〉 2026年6月9日(火曜日)午後3時まで(販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの) 〈継続申込期間〉 毎月の購入の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入単位	〈当初申込期間〉 500口以上1口単位 〈継続申込期間〉 500口以上1口単位
購入価額	〈当初申込期間〉 受益証券1口当たり100.00米ドル 〈継続申込期間〉 購入のお申込みを受け付けた月の評価日の基準価額 ※原則としてお申込みを受け付けた月の評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
購入代金	〈当初申込期間〉 2026年6月9日(火曜日)までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとします。 〈継続申込期間〉 国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとします。 ※「国内購入約定日」とは、購入の注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、購入価額が公表される日)をいいます。 ※通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)申込可能日	1月、4月、7月、10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります(それ以外の期間は換金(買戻し)のお申込みの受付を行いません。)。なお、換金(買戻し)制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、通常、下記の換金(買戻し)価額が公表される日に確認できます。換金(買戻し)制限については下記(換金(買戻し)制限、購入・換金(買戻し)申込受付等の停止等)をご参照ください。 ※換金(買戻し)は年4回となります。
換金(買戻し)の申込締切時間	原則として、換金(買戻し)の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
換金(買戻し)価額	換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額 ※原則として、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
換金(買戻し)代金	原則として、国内換金(買戻し)約定日から起算して6国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。 ※「国内換金(買戻し)約定日」とは、換金(買戻し)注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、換金(買戻し)価額が公表される日)をいいます。 ※通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

換金(買戻し)制限	管理会社が、受託会社との協議の上、換金(買戻し)の申込みを履行するために必要となる投資運用会社によるファンドの投資対象の現金化が実行不可能であると判断した場合(中間ファンドが解約を停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の換金(買戻し)請求を拒否することができます。 ファンドが直接投資する中間ファンドが解約を停止または一部制限している場合、管理会社はファンドの投資者の換金(買戻し)の申込みの一部ではなく全てを差し戻(拒否)します。中間ファンドは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、解約請求を繰延べ、拒否または停止する場合があります。中間ファンドの投資先である投資対象ファンドは基本的に暦四半期毎に解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、一定の状況下において、中間ファンドによる投資対象ファンドの持分の解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止する場合があります。当該状況には、ブラックロックPE戦略ファンドが解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止した場合が含まれ、これにより投資対象ファンドによるブラックロックPE戦略ファンドの投資証券の解約が制限される場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドによる投資証券の解約の総額は、ブラックロックPE戦略ファンドが任意で実施する解約オファーの条件に制限されます。当該条件は、前暦四半期末時点のブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の上限5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額のいずれかによります。)となる見込みです。買い戻されなかったすべての受益証券に関する換金(買戻し)の申込みは取り消され、繰り越されません。翌四半期以降に換金(買戻し)を行う場合には再度お申込みが必要です。
購入・換金(買戻し)申込受付等の停止等	受託会社は、ファンド障害事由が発生した場合、または、以下の事由が発生した場合等において、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(および基準価額の計算)ならびに／もしくは受益証券の発行(申込み)および換金(買戻し)を停止し、ならびに／または受益証券の買戻請求をした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。 ① 受託会社が、管理会社および／または投資運用会社と協議を行った上で、(x)ファンドの資産の全部または一部の処分ができない、または、(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益にならないと判断した場合 ② 中間ファンドが、中間ファンドの純資産総額の計算の停止を宣言した場合、中間ファンドの解約の停止を宣言した場合、および／または中間ファンドの解約代金の支払い期限の延長を宣言した場合 ③ 受託会社が、管理会社と協議を行った上で、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができないと判断した場合 ④ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合 ⑤ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合 ※「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドおよび／またはファンドの投資対象の流動性および／または価格の算定の実効性に悪影響を与えると判断される事由が生じた場合をいいます。 ※上記以外の停止の詳細については投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。
評価日	2026年7月31日以降の毎月の最終暦日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日
設定日	2026年6月10日
信託期間	2026年6月10日～2163年12月1日 (ファンドは、繰上償還される可能性があります。)
繰上償還 (ファンドの終了)	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンドの受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 ファンドは、上記に従い繰上償還しない限り、最後まで残存する受益証券に関する最終買戻日まで存続します。最終買戻日とは、(i) 2163年12月1日、または、(ii) 管理会社の決定するところにより、ファンドのすべての投資対象が換金された時点における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 (i) いずれかの評価日におけるファンドの純資産総額が1,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社がすべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に換金(買戻し)を行うべきと決定した場合 (ii) 管理会社が、受託会社と協議の上、その理由を問わず、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(最終買戻日以前において、中間ファンドが繰上終了した場合が含まれますが、これに限定されません。) ※ファンドの投資対象において、買戻制限等が発動された場合等、投資者への現金分配が大幅に遅延する場合があります。 ※ここでいう「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日をいいます。

決算日	毎年4月30日(初回は2027年4月30日)
収益分配	原則として分配は行わない予定です。
信託金の限度額	ファンドにおける純資産総額の上限の定めはありません。 ただし、今後管理会社の判断において、将来的に上限が設定される可能性があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの計算期間終了後、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている投資者に交付されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 <u>ご購入制限</u> 管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等、ケイマン諸島の居住者等ならびに欧州経済域(European Economic Area, EEA)の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を有する者等による受益証券の取得を制限することができます。ご購入制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料は購入金額の 3.30% (税込) を上限 とします。購入時手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。 (注1) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。 (注2) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。
換金(買戻し)手数料	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの資産から支払われる実質的費用は、**純資産総額の年率1.57%程度+投資対象ファンドの管理報酬+ブラックロックPE戦略ファンドの運用報酬+その他の費用・手数料**となります。

ファンドの主な報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。
純資産総額の**年率1.57%程度**^{*1}

	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)
内訳	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務	年率0.20% ^{*2}
	管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
	受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル
	投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.45%
	保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.03% ^{*1}
	管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.08% ^{*1}
	代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%
	販売会社報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	日本における販売会社名義の受益証券について年率0.80%

※1 保管会社報酬は最低年間18,000米ドル、管理事務代行会社報酬は最低年間60,000米ドルが設定されております。そのため、純資産総額によっては上記の料率を上回ることがあります。

※2 管理報酬および受託報酬は年率0.20%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの主な報酬等

ファンドを通じて間接的に負担する投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの主な報酬は、次の通りです。

	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料
内訳	投資対象ファンドの管理報酬	投資対象ファンド投資運用会社	投資対象ファンドの管理業務	投資対象ファンドの純資産総額の 年率0.20% ^{*3}
	ブラックロックPE戦略ファンドの運用報酬	ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社	ブラックロックPE戦略ファンドの運用業務	ブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額の 年率1.75% (上限)

※3 当該報酬は、投資対象ファンドの他の費用等を控除する前の純資産総額に対して算出されます。

その他の費用・手数料等 ^{※4}	上記の報酬のほか投資者が間接的に負担する費用・手数料等は、次の通りです。	
	ファンド	①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、最初の5会計年度をかけて償却されます。 ②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。
	中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド	中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドそれぞれにおいて、設立費用、募集費用、法務・会計監査、税務関連費用、保管費用、サービス提供会社に関連する手数料、訴訟費用、その他様々な費用・手数料を支払います。また、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する投資先ファンドにてかかる費用・手数料を負担する場合があります。 その他の中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドそれぞれにおけるその他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。
※4 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

税金

<個人投資者の税制>

- 日本の個人投資者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく差益は、個人投資者について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- 譲渡所得とは、換金(買戻し)または償還時の価値から取得費用を控除した差に等しい益をいいます。
- 税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。
- 譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

<法人投資者の税制>

- 日本の法人投資者が支払いを受けるファンドの分配金(基準通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)

上記は、2026年2月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。